

交通障害情報報告要領の制定について

最終改正 平成10年3月徳務甲第194号

徳島県警察本部長から各部（室）課（校）長、各警察署長あて

道路交通法（昭和35年法律第105号）第109条の2に規定する車両の通行に必要な情報の提供については、「広域交通管制要領」の制定について（昭和45年2月6日警察庁丙規発第7号警察庁交通局長通達）により運用されているところであるが、これを円滑に実施するため、このたび、別添のとおり交通障害情報報告要領を定め、昭和49年6月1日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

交通障害情報報告要領

1 目的

この要領は、交通の安全と円滑を図るため交通障害に関する情報を正確、迅速に把握し、所要の措置を講じるとともに道路交通法(昭和35年法律第105号)第109条の2に規定する情報の提供に資することを目的とする。

2 交通障害情報

交通障害情報は、次に掲げるものをいう。

- (1) 自然災害、道路工事、交通事故、その他の理由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び制限(片側通行、車種別通行止め等)に関する情報をいう。
- (2) 積雪、路面凍結、暴風雨、祭礼、行事その他の理由により車両の通行に際し、チェーンの装着、徐行、う回、渋滞その他通常の通行方法と異なる通行方法に関する情報をいう。

3 対象道路

交通障害情報の報告を行わなければならない対象道路は、高速自動車国道、政令指定自動車専用道路、一般国道及び県道とする。

4 報告基準

対象道路において、1時間以上継続することが予想される交通障害が発生し、若しくは発生する虞がある場合又は交通障害が解消した場合には、発生地を管轄する署長(当該対象道路が高速自動車国道及び政令指定自動車専用道路にあっては高速道路交通警察隊長)は、その概要を警察本部長に報告するものとする。

5 報告方法及び報告事項

- (1) 報告は、原則として電話により行うものとする。
- (2) 報告事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 発生日時

イ 発生場所(道路種別、路線名、区間、場所)

ウ 原因及び内容

エ 交通障害の除去対策

オ 復旧又は解除の見通し

カ 交通規制、その他通常の通行方法と異った状態

キ う回路等の状況

ク う回指導、交通規制等の協力要請に関する事項

ケ その他必要な事項

6 交通規制等の要請

交通障害の発生署（発生地が高速自動車国道及び政令指定自動車専用道路にあっては高速道路交通警察隊長）以外の署又は隣接する県警察に対する交通規制等の要請は、急を要するものを除き交通部交通規制課において行うものとする。

7 広報

テレビ、ラジオ、新聞、その他の報道機関の協力を求めあらゆる広報媒体を通じて積極的に広報をおこなうこと。